

福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定について（案）

福祉サービス第三者評価について、平成30年3月に厚生労働省から第三者評価事業に関する指針改正通知をはじめとする各種通知が発出され、評価制度や評価基準等の見直しが示され、所要の対応が行われた。

このうち、受審率の数値目標は平成31年度から令和3年度までを第1期、令和4年度から令和6年度までを第2期として、分野（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉、第2期より救護施設）ごとに毎年度の数値目標を設定していたが、今般、新たに令和7年度から令和9年度までについて数値目標を設定するもの。

【県対応案】

1 方針

令和7年度からの3年間について、分野（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉、救護施設）ごとに毎年度の数値目標を設定。また、令和5年度より、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業について新たに評価基準を設定したことから、当該分野についても目標設定する。

※ 現在の数値目標の設定は、別添のとおり

2 改正スケジュール（予定）

令和6年10月	目標案設定（庁内関係課からの意見取りまとめ等）
令和6年12月	第2回委員会での審議
令和7年 1月	各委員からの意見取りまとめ等
令和7年 3月	数値目標公表・通知

【参考】

「都道府県推進組織に関するガイドライン」抜粋

8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発

（2）普及・啓発

①受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。